

魚沼基幹病院広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、魚沼基幹病院広告掲載要綱第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 魚沼基幹病院（以下「病院」という。）の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) エステティック、美顔、痩身、脱毛、植毛・発毛、美容整形などの施術・役務提供事業に関するもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) その他病院長が適当でないと判断したもの

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 政治性及び宗教性のあるもの

エ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

オ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

- カ 医療法・薬事法等の広告制限に抵触する恐れのあるもの
- キ 特別用途食品及び特定保健用食品以外の健康食品、サプリメント、飲料水又はこれらに関係するもの
- ク 墓地、墓石、葬儀又はこれらに関係するもの
- ケ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- コ 病院事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- サ 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- シ 非科学的、迷信に類するもの、その他利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
- ス 社会的に不適切なもの
- セ 国内世論が大きく分かれているもの
- ソ その他病院長が不適切と判断したもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）をしているもの
根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等
- イ 射幸心を著しくあおる表現をしているもの
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品に関するもの
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に関するもの
- キ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現をしているもの
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現をしているもの
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(ホームページに関する基準)

第6条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

附 則

この基準は、令和３年２月２２日から実施する。

附 則（令和７年８月３１日改正）

この改正は、令和８年４月１日から実施する。